

特設売場申込書の記入要領

1 希望宝くじ

特設売場の設置を希望する宝くじの右欄に「○」をご記入ください。両宝くじでの設置を希望する場合は、どちらの欄にも「○」をご記入ください。

2 申込団体（契約者）

(1) 申込団体名

特設売場を設置する場合、みずほ銀行と「販売店契約」を締結していただくこととなりますが、その際に契約の当事者となる団体名（職員互助会、職員労働組合、第3セクター、指定管理者等）をご記入ください。

(2) 代表者名

みずほ銀行と「販売店契約」を締結していただく際の契約者となりますので、申込団体の代表となられる方の名前を「フルネーム」でご記入ください。

なお、みずほ銀行との「販売店契約」の際には団体印が必要になりますので、代表者は団体印をお持ちの役職の方としてください。

(3) 担当者名

申込みをいただいた後、みずほ銀行から事務説明等の連絡をさせていただきますので、申込団体でその窓口となられる方の名前を「フルネーム」でご記入ください。

なお、代表者と担当者が同一人物であっても、担当者名の欄に名前をご記入ください。

3 売場所在地

(1) 売場名

売場の名称をご記入ください。

（例）〇〇市庁舎内売店、△△センター 等

(2) 担当者名

申込団体の住所と売場所在地が同一の場合は、この欄は空欄でかまいません。

また、申込団体の住所と売場所在地が異なる場合で、申込団体の担当者が売場所在地に常勤されていない場合は、売場所在地においても担当者を置き、売場で窓口となられる方の名前を「フルネーム」でご記入ください。

(3) 売場所在地の住所、電話番号、FAX番号及び書類送付先

申込団体の住所と売場所在地が同一の場合は、これらの欄は空欄でかまいません。

また、申込団体の住所と売場所在地が異なる場合で、売場所在地の方に事務委託契約書、宝くじ証票等の送付を希望される場合は、書類送付先の欄に『売場所在地』とご記入ください。

(4) 店頭のみ

特設売場での広報宣伝に役立てていただくため、申込団体に対して、全国協会から「店頭のみ」を提供する用意がありますので、希望される場合は、店頭のみ欄に数量をご記入ください。

なお、「店頭のみ」を希望され、申込団体の住所と売場所在地が異なる場合は、売場所在地に「店頭のみ」を送付させていただきます。

① 品 目 「のみ」「棒」「スタンド」

② 数量制限 1売場につき2本まで（「のみ」は宝くじごと各2枚まで）

※ 前年度も特設売場を設置された場合は、棒及びスタンドの保管をお願いしているところであり、それらを再利用していただき「のみ」のみの申込みとしてください。

※ 1つの「店頭のみ」で、ジャンボ宝くじとジャンボミニの2つの宝くじの宣伝ができます。

4 その他

前々年度（令和2年度）以前の販売実績が特設売場採択基準に該当しなかったことにより、1度申込み不可となった団体の場合は、別紙4「販売実績を向上させるための積極的な取組みについて」もご記入ください。